海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公

山口県告示第二号

布する。

令和二年一月七日

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出

(厚政課)

(水産振興課) ………

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山

平生都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)…………………………………………………………………………………四 柳井都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)………………………………………………………………四 口

道路の区域の変更

2

目

次

毎週火・金曜日発行

年

令和 2 1月7日 (火曜日)

号

規定する知事管理量をいう。以下同じ。)による管理の対象となる期間をいう。 同じ。)ごとに、次に掲げる場合に該当するときは、直ちにその旨を告示するものと 「計画」という。)において定めるくろまぐろに係る知事管理量(法第八条第二項に グラム未満のくろまぐろに係る知事管理量又は採捕の種類別の数量を超えており、 三十キログラム未満のくろまぐろの採捕の数量が、計画において定める三十キロ 以下

第一条の二 知事は、管理期間(法第四条第一項の規定により知事が定める計画

(くろまぐろの採捕の停止)

第一条の次に次の一条を加える。

の一部を次のように改正する。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則(平成十五年山口県規則第五十五

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき

一 三十キログラム以上のくろまぐろの採捕の数量が、計画において定める三十キロ グラム以上のくろまぐろに係る知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著し く大きいと認めるとき。

期間の末日までの間、 をとることを目的とする採捕を行ってはならない。 前項の規定による告示があったときは、当該告示の日の翌日から同日の属する管理 計画の対象となる漁業を営む者は、 当該告示に係るくろまぐろ

一号として次の一号を加える。

第二条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、

同条に第

くろまぐろ

この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

山口県規則第一号

山口県知事 村 岡 嗣 政

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、 指定医療

令和二年一月七日

山口県知事 村 岡 嗣

政

立木の伐採の方法

止

年

月

Ō,

す部分に限る。) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字松ケ谷一〇一三六の一・一〇一三六の一二五(以上二筆について次の図に示

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

三、

三 一七 日

一、一八 九、三〇

"

"

4

3 主伐として伐採をすることができる立木は、防府市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

産部森林整備課及び防府市産業振興部農林水産振興課に備え置いて縦覧に供する。 「次の図 次のとおりとする。 」及び「次のとおり」は、 省略し、 その図面及び関係書類を山口県農林水

山口県告示第五号

岡

嗣

政

により、次のとおり事業の認定をした。 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号。 以下「法」という。)第二十条の規定

令和二年一月七日

山口県知事

村 岡 嗣 政 一、 三 二

起業者の名称

事業の種類

駐車場整備事業

三

起業地

収用の部分 岩国市岩国四丁目地内

使用の部分

岡

嗣

政

事業の認定をした理由 法第二十条第一号関係 なし

に関するものである。 法第二十条第二号関係 駐車場整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三条第一号に掲げる施設

指定施業要件

報

本件事業の起業者である岩国市は、一般会計により予算措置を講じていることか 本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

法第二十条第三号関係

ることである。 の利便性を確保することにより、 本件事業の施行により得られる利益は、駐車場を整備して観光客及び地域住民 起業地及びその周辺地域の観光の振興が図られ

別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境 設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。し に与える影響は軽微なものであると考えられる。 かし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設 (以下「本件施

三案について比較検討した上で選定されている。 本件事業の起業地は、 本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、

用に寄与するものであると認められる。 以上のことから、本件事業の事業計画は、 土地及び建物の適正かつ合理的な利

法第二十条第四号関係

業である。 より、起業地及びその周辺地域の観光の振興を図るため早急に実施されるべき事 本件事業は、駐車場を整備して観光客及び地域住民の利便性を確保することに

ると認められる。 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであ

必要があるものであると認められる。 以上のことから、本件事業は、土地及び建物を収用し、又は使用する公益上の

Щ

口

起業地を表示する図面の縦覧場所

岩国市都市開発部拠点整備推進課

五.

山口県告示第六号

路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和二年一月七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において

令和二年一月七日

山口県知事 村 岡 嗣

政

道路の種類 県道

路 線名 中ノ川於福停車場線

道路の区域

地先まで地先まで上字森ノ後二〇一九の一の一地先からまで上字森ノを一〇一九の一美祢市於福町上字森ノ本一一四二九		区間
新	旧	旧新別
最最 広狭	最最 広狭	敷(メ
四八	一 四〇 三九	の幅 員
一六四・五	11111111111	(メートル) 長
完了による。 道路改良工事		備
る上 。事 の		考

山口県告示第七号

路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和二年一月七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において

令和二年一月七日

山口県知事 村 圌 嗣 政

路
線名
供用開始の区間
供用開始の期日



(一) 公共測量の実施

知がありました。 第一項の規定により、 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 下関土木建築事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の 通

山口県知事 村

岡 嗣

政

令和二年一月七日

 \equiv

都市計画を変更する土地の区域

平生都市計画道路三・三・一国道百八十八号線平生バイパス

都市計画の種類及び名称

三

熊毛郡平生町大字平生村及び大字宇佐木

作業の種類 公共測量(基準点測量)

第 69 号

令和二年一月七日

作業の地域 下関市菊川町大字下大野

作業の期間

令和元年十二月二十三日から令和二年二月二十八日まで

(二) 柳井都市計画道路の変更の案の縦覧

画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によ 当該変更に係る柳井都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、柳井都市計

村 岡 嗣

山口県知事

政

開発区域に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名 下松市大字末武上字堂垣内

下松市大手町三丁目一番二号

有限会社ファクト地建

令和二年一月七日から二週間 都市計画の案の縦覧場所

Ŧī.

兀

都市計画の案の縦覧期間

構造の変更 変更の内容

山口県土木建築部都市計画課及び平生町役場

四 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に

令和二年一月七日

山口県知事 村 岡 嗣

政

発発 行行 人所 山山 口口 県 。 知県 事庁

山口県知事

村

岡

嗣

政